

# 【資料1】

## 印西市学校適正規模・適正配置基本方針（平成28年10月）

### 策定時と現在の諸条件の相違について

#### 1 住宅建設の増加による児童生徒数の増加

人口の増加を支えてきた千葉ニュータウン事業が平成25年度に完了し、今後は宅地開発も減少していくことから、印西市においても令和10年をピークとして人口減少の局面に入ると予測されていますが、地理的な利便性や千葉ニュータウン地域の強固な地盤と質の高い都市基盤を背景に、千葉ニュータウン中央駅及び印西牧の原駅周辺地区の集中的な開発に伴い、毎年新たに子育て世代の流入が拡大していることから、小学校及び中学校の学校規模の差が一段と広がっています。

基本方針策定時の平成28年度には、市内の小学校の児童数は5,897人、中学校の生徒数は2,569人でしたが、令和4年度の市内の小学校の児童数は7,300人、中学校の生徒数は3,035人となっており、児童数は1,403人増加し、生徒数は466人増加している状況となっています。

#### 2 「義務教育学校」の制度化

##### (1) 義務教育学校とは

義務教育学校は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校であり、平成27年6月の通常国会で、「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、平成28年4月1日に施行されました。

修業年限	9年（前期課程6年＋後期課程3年）
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用
標準規模	18学級以上27学級以下
通学距離	おおむね6km以内
設置手続き	市町村の条例

##### (2) 制度創設の背景

###### ① 教育内容や学習活動の量的・質的充実

小学校と中学校の教員が連携して、例えば、小学校高学年での専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細やかな指導などの学習指導の工夫に取り組むことの重要性が増してきたこと。

## ② 発達の早期化等に関わる現象

小学校高学年段階における子供の身体的発達の早期化が指摘され、おおむね小学校4～5年生頃に児童生徒にとっての発達上の段差が存在しているのではないかと指摘がなされ、多様な教職員が指導に当たることによる興味・関心や個性伸長への対応、教科指導における専門性の強化といった従来であれば中学校段階の特質とされてきたものが、一定程度小学校段階に導入されるようになってきたこと。

## ③ いわゆる中1ギャップ

子供たちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不応を起す、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象への効果的な対応の必要性が増してきたこと。

## ④ 社会性育成機能の強化の必要性

「多様な異学年交流の活発化」、「より多くの多様な教員が児童生徒に関わる体制の確保」、「中学校区を単位とした地域の活性化による地域の教育力の強化」などにより学校教育活動の充実を図ることへのニーズが高まっていること。

## ⑤ 学校現場の課題の多様化・複雑化

「一人一人の教員の努力や学年単位での努力、学校単位の努力だけでは十分な対応が困難である」という認識が広がりつつあること。

### (3) 千葉県内の義務教育学校の一覧

学校名	開校年月日	施設形態
市川市立塩浜学園	平成28年4月1日	施設一体型
成田市立下総みどり学園	平成29年4月1日	施設一体型
成田市立大栄みらい学園	令和3年4月1日	施設一体型
八千代市立阿蘇米本学園	令和4年4月1日	施設一体型

### 3 公立の小学校の学級編制の標準の引下げ

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、公立の小学校の学級編制の標準が令和3年度から段階的に引き下げられることになりました。

この改正は、Society5.0時代の到来や子供たちの多様化が一層進展するなどの状況下において、安全・安心な教育環境の下、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制を整備するために、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の学級編制の標準を、約40年ぶりに一律に

引き下げることとし、具体的には、学年進行により、現行の40人から35人に段階的に引き下げる措置を講ずるものとなっています。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げることになります。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

4 小学校における高学年の教科担任制の導入

令和4年度から、学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行うとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進することとしており、優先的に専科指導の対象とすべき教科として、外国語、理科、算数、体育の4教科となっています。

教師の確保の観点を踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう4年程度をかけて段階的に進めることとしており、既存の定数措置も踏まえつつ、学校規模（学級数）や地理的条件に応じ、例えば、学年1学級程度の小規模校間における小小・小中連携や義務教育学校化を促すことなどにより対応することも考えられるとされています。

《まとめ》

以上のとおり、国における制度の見直しがされるなど、学校を取り巻く環境が大きく変化している中で、人口増加のピークが令和10年度と予測されていることを見据え、これまでは、大規模校の対応について、学校施設の増改築、通学区域の見直し、学校の分離・新設とし、小規模校の対応について、隣接校との統合を原則としてきましたが、それに加え、義務教育学校や小規模特認校制度も方策の一つとして検討していくことが必要であると考えます。

なお、千葉ニュータウン中央駅及び印西牧の原駅周辺地区の集中的な開発に伴い、現在は、大規模校の学校区内に学校用地の確保ができないため、学校の分離・新設はできないと考えています。